ケアセンター　ベタニヤ
訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス
契約書
（兼重要事項説明書）

１．事業者（法人）の概要

法　人　の　名　称	社会福祉法人　聖ヒルダ会
法 人 の 所 在 地	横浜市戸塚区汲沢町１０６０
代 表 者 職 氏 名	理事長　渋澤　一郎
設　立　年　月　日	昭和５５年6月1日
電　　話　　番　　号	０４５-８６４-５９３３

２．事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアセンター　ベタニヤ	
サ ー ビ ス の 種 類	訪問介護 横浜市訪問介護相当サービス 横浜市訪問型生活援助サービス	
事 業 所 の 所 在 地	横浜市戸塚区汲沢町１０６０	
電　　話　　番　　号	０４５－８６０－５１２３	
指定年月日・事業所番号	平成１５年４月１日指定	１４７１０００８３４
管 理 者 の 氏 名	村井　恵子	
通常の事業の実施地域	戸塚区・泉区	

３．事業目的と運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行うため、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
運営の方針	利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

４．事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	**月曜日から土曜日　　祝日も営業　　但し、１２月２９日から１月３日を除く**
営業時間	**午前９時から午後６時　　但し、電話による連絡は２４時間可能**

５．サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	**年中無休**
サービス提供時間	**午前９時から午後６時　　但し、時間外は相談に応じます**

６．事業者の従業者体制

職種	従事するサービスの種類	人員
管理者	業務の一元的管理	１名 （常勤兼務）
サービス提供責任者	利用申込にかかる調整 訪問介護計画の作成・変更及び利用者・家族への説明 訪問介護員・従事者への技術指導 訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス・ 横浜市訪問型生活援助サービスの提供	１名 （常勤兼務）
介護福祉士	訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス・ 横浜市訪問型生活援助サービスの提供	１名 （常勤兼務） 3名 （非常勤）
訪問介護員等	訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス・ 横浜市訪問型生活援助サービスの提供	0名 （非常勤）
事務職員	経理、総務全般	１名 （常勤兼務）

７．事業所の第三者評価について

第三者評価の実施の有無	有　・　(無)	実施した直近の年月日	年　　月　　日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有　・　無

８．提供するサービスと利用料金事業所

重要事項説明書別紙のとおり

９．サービス利用にあたっての留意事項

① 利用者またはその家族は、体調の変化があった際には事業所の従事者にご一報ください。
② 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者またはその家族とご相談させていただきます。
③ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	村井　　恵子

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
④ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
⑤ サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 利用者の処遇

① 事業所は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。
② 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
③ 身体的拘束適正化検討委員会を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

12. 事業継続計画の策定等

① 感染症に係る事業継続計画及び災害に係る事業継続計画を作成します。
② 感染症及び災害に係る研修を定期的（年１回以上）に行います。
③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動出来るよう訓練を実施します。

13. 衛生管理等

① 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
② 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を作成します。
③ 感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を実施します。
④ 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
⑤ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

14. 職員研修

訪問介護員の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

① 採用時研修　採用後　３か月以内

② 継続研修　年１回

15. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医や利用者の家族に連絡を行う等必要な措置を講じます。

16. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、関係諸機関等へ連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故時の処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

17. 個人情報の取り扱いについて

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

ケアセンター　ベタニヤ運営規程参照のこと

18. 苦情処理体制について

サービスの提供に関する苦情や相談は、苦情受付担当者が受け付けます。なお、公的諸機関においても申出ができます。

事業所相談窓口	電話番号	０４５−８６４−５９３３
	ＦＡＸ番号	０４５−８６０−５１２４
	担　当	村井　恵子　（管理者）
		橋本　真也　（法人常務理事）
戸塚区高齢・障害支援課相談窓口	電話番号	０４５−８６６−８４５２
泉区高齢・障害支援課相談窓口	電話番号	０４５−８００−２４３６
横浜市健康福祉局介護事業指導課	電話番号	０４５−６７１−２３５６
神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号	０４５−３２９−３４４７

年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事　業　者　　所在地　　横浜市戸塚区汲沢町 1060 番地

事業者（法人）名　　社会福祉法人　聖ヒルダ会

代表者職・氏名　　理　事　長　　渋澤　　一郎　印

説明者職・氏名　　サービス提供責任者　鈴木　さゆり　印

私は、事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利　用　者　　住　所

氏　名　　印

署名代行者（又は法定代理人）

住　所

本人との続柄

氏　名　　印